

改正会社法に伴う改正財規・開示 府令等、公表—金融庁

去る2月3日、金融庁は、「無
尽業法施行細則等の一部を改正
する内閣府令」を公布した。改
正会社法の施行に伴い金融庁関
係府令等の改正を行うもので、
改正会社法の施行日（2021
年3月1日）より施行される。
同府令では、次の規則を含む
31の府令について改正が行わ
れている。

- ・財務諸表等規則
- ・企業内容等開示府令
- ・連結財務諸表規則
- ・中間財務諸表等規則
- ・中間連結財務諸表規則
- ・四半期財務諸表等規則
- ・四半期連結財務諸表規則

また、この改正に伴い、企業
内容等開示ガイドライン、財務
諸表等規則ガイドラインも改正
されている。

主な改正点は次のとおり。

財務諸表等規則

株式交付の新設に伴い、自社
株式オプションおよび逆取得の
定義が変更された。

また、取締役等への報酬とし
て新設された「株式引受権」が、
純資産の分類および株主資本等
変動計算書の区分表示に追加さ
れた。また、貸借対照表および
株主資本等変動計算書の様式に
も「株式引受権」が追加された。
企業内容等開示府令

株式交付の新設に伴い、様式
等における所要の改正が行われ
た。

取締役関連では、「コーポレー
ト・ガバナンスの概要」欄で、
会社補償・役員等賠償責任保険
契約の契約内容の概要を記載す
る改正が行われた。また、「取
締役の報酬等」欄で、個人別の
役員報酬の内容の決定方針があ
る場合は、方針の内容の概要等
を記載する改正が行われた。

また、公開草案からの変更点
として、第2号様式の記載上の
注意(25)および第3号様式の記載
上の注意(5)等において、自己資
本比率等の計算の際に、株式引
受権の金額も控除する改正が追
加されている。

コロナ禍・改訂監査基準に対応し た改正会社規・会計規、公表—法務省

去る1月29日、法務省は「会
社法施行規則及び会社計算規則
の一部を改正する省令」を公表
した。新型コロナウイルス感染
症の影響を踏まえたもの、およ
び2020年11月の「その他の
記載内容」等に関する監査基準
の改訂を受けたもの。2020
年12月に公表された改正案から
の修正はなかった。

主な内容は次のとおり。

ウェブ開示によるみなし提供 制度に関する改正

株式会社取締役が定時株主
総会の招集手続を行う場合、事
業報告に表示すべき事項の一部
ならびに貸借対照表および損益
計算書に表示すべき事項をウェ
ブサイトに掲載し、そのURL
等を株主に通知すれば、当該事
項に係る情報が株主に提供され
たものとみなす。

なお、この改正は、2020
年5月に行われたもの（2020
年6月1日号（No.1579）情
報ダイジェスト参照）と同様の
内容である。

監査基準の改訂を受けた改正

会計監査報告の内容につい
て、計算関係書類が当該株式会
社の財産および損益の状況を適
正に表示しているかどうかにつ
いての意見があるときは、「事
業報告及びその附属明細書の内
容と計算関係書類の内容又は会
計監査人が監査の過程で得た知
識との間の重要な相違等につい
て、報告すべき事項の有無及び
報告すべき事項があるときはそ
の内容」を会計監査報告に記載
する。

適用関係

(1) 施行期日

公布日から施行予定。ただし、
ウェブ開示によるみなし提供制
度に関する改正における「表示
すべき事項」から除外される事
項（株式会社役員に関する事
項等）の規定は、改正会社
法の施行日である2021年3
月1日から施行予定。

(2) 失効

ウェブ開示によるみなし提
供制度に関する改正の規定は、
2021年9月30日限り、その
効力を失う。
ただし、同日前に招集手続が
開始された定時総会に係る事業
報告等の提供については、なお
その効力を有する。

(3) 経過措置

監査基準の改訂を受けた改正
の規定は、2022年3月31日
以後終了年度に係る計算関係書
類の会計監査報告について適用
する。同日前終了年度に係る計
算関係書類についての会計監査
報告は、なお従前の例による。

今3月決算のグループ通算制度 対応は実務対応報告39号で—ASBJ

去る1月27日、企業会計基準
委員会は第450回企業会計基

準委員会を開催した。主な審議
事項は次のとおり。

取締役報酬等の株式無償交付

取引に関する取扱い

第448回親委員会(2021年1月10日・20日合併号(No.1600)情報ダイジェスト参照)に引き続き、実務対応報告41号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」等について、これまでの議論を踏まえ、事務局より文案が示され、審議された。

委員全員の賛成で公表議決された(1月28日公表。https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/practical_solution/y2021/2021-0128.html参照)。

グループ通算制度に税効果会計を適用する場合の取扱い

専門委員会(2021年2月10日号(No.1602)情報ダイジェスト参照)に引き続き、実務対応報告「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」公開草案の文案イメージが事務局より示

され、審議された。なお、現在検討中の論点(投資簿価修正・債務保証の注記・適用時期)については含められていない。また、実務対応報告5号および7号を廃止する旨が示されている。

委員からの「5号・7号のQ&A方式から新しく要求事項方式になるにあたり、変更点がかかるようにしてほしい」との意見に、事務局から「結論の背景」や「公表にあたって」などで示したい」との回答があった。

また、「今3月期決算も実務対応報告39号の適用となるのか、周知する必要があるのでは」との意見が聞かれ、事務局から「5号・7号の改廃が行われるまでは、39号の適用となる旨を公開草案の『公表にあたって』でリマインドする。また、最終化が3月を超えるのは間違いなく、来年度の四半期決算での取扱いをどうするか、検討する必要がある」との回答があった。

会計

改正リース基準の単体財務諸表における適用、検討

ASBJ、リース会計専門委

去る2月2日、企業会計基準委員会は第97回リース会計専門委員会を開催した。

改正リース会計基準に関する単体財務諸表における適用について、議論が行われた。

経理に「効く」法律雑学

「株式」はバーチャル・リアリティ

白川 敬裕

「日本の人口は1億2,000万。日本人全員から1円ずつ貰えたら、1億円を超えるな」こんな無邪気な妄想をしたことはないでしょうか？

このような発想を現実のものにしたのが「株式会社」です。世界初の株式会社は、オランダの東インド会社といわれています。これは複数の貿易会社が統合されたもので、たくさんの商人が出資し、イギリス東インド会社の10倍以上もの資金が集まったそうです。このオランダの会社が多くの出資金を集められた理由は、出資者の責任を「有限责任」(出資した金額を超える責任を負わない)にしたことや、出資者持分の「自由な譲渡」を認めたことにあつたと考えられます。

現代で、証券会社で株式を購入した場合は、株価が暴落するリスクはあるものの、会社の借金まで背負うことはありませんし、株式を売却して資金を回収することもできます。この「有限责任」と「自由譲渡性」は株式の特徴ですが、このような特徴があるからこそ、安心して、株式に投資することができるようです。

よく考えてみれば、「株式」も「会社」も、物質的ではない、バーチャル世界の概念です。たとえば、「人間」が畑で野菜の「カブ」を育て、カブ価が変動する、というのであれば、人間の姿やカブの形を映像としてイメージすることができません。しかし、「株式」にも「会社」にも姿・形はありません。そもそも、「株式」とは、一体、何なのでしょう？

会社法の教科書では、「株式」はこのように定義されています。

「株主が会社との間で有する法律関係(権利義務関係)の総体(地位)を株式という。株式は、均一の割合的単位の形をとる。」(江頭憲治郎「株式会社法 第7版」(有斐閣、2017年))

いかにもわかりにくく、バーチャルな概念を言葉で説明することが、いかに難しいかがわかります。会社にお金を出して出資した人、つまり株式を購入した人は、会社の所有者といえます。ですから、株式というのは、「会社の所有権を細分化して割合で表したものだ」と言い換えることができます。株式は「発行済み株式100株のうち1株(1%)、10株(10%)というように割合で数えられます。

株主は、「株式の内容および数

に応じて平等」とされ(会社法109①)、1株につき1議決権とされています(会社法308①)。そのため、会社の株主総会では、1人1票ではなく、1株の株主には1票、10株の株主には10票の投票権があるのです。

株式が「均一の割合的単位」という形をとることにより、出資、譲渡、議決といったさまざまな場面を簡単に処理できる。株式は、人間の叡智が結集した革新的な技術といえるでしょう。

会社という「法人」も、「株式」と同様、バーチャル世界の概念ですが、法律上は、人間と同じ人格が与えられています。ですから、会社は、人間と同じように、所有者となったり、裁判の当事者となったりすることができます。

現代における最先端の技術は人工知能「AI」でしょう。「AI」が創造した知的財産は、誰のモノ？、「AI」が暴走して被害を与えたら、誰の責任？といった法的な問題が想定されるため、いずれ、AIにも、法人と同じように人格が与えられると思います。会社の所有者は株主ですが、AIの「所有者」は、果たして何と呼ばれるのでしょうか。

連単に関する基準開発の方針

改正リリース会計基準に関して
は、原則として、会計基準が連
結財務諸表（連結）と単体財務
諸表（単体）の両方に同様に適
用されるものとして開発する。

単体における適用の論点

ただし、単体における適用に
ついて、次の論点について検討
を行う必要がある。

- ① 国際的な比較可能性
- ② 関連諸法規等との利害調整
- ③ 自己資本比率規制等
- ④ 民法（賃貸借）等
- ⑤ 法人企業統計
- ⑥ 中小規模の企業における適用上のコスト
- ⑦ 複数の会計基準を設けること是非

「改正により、法人税法上の課
税所得のベースとなる単体の利
益に影響を及ぼす。会計処理と
税務処理が一致したほうが作成
者コストは低くなるが、税務処

理は会計処理と別個に定められ
るものであり、会計基準開発で
考慮するのは難しい」との分析
が示された。

専門委員の意見

専門委員からは「作成者とし
ては連結作業が膨大になるの
で、連単一致が望ましい」「リー

国際会計

規制資産・規制負債に関する公開 草案、公表——IASB

去る1月28日、国際会計基準
審議会（IASB）は、公開草
案「規制資産および規制負債」
（以下、「公開草案」という）を
公表した。

公開草案公表の経緯

IASBは従来から、料金規
制事業を営む企業の財務報告に
関して、どのような情報が財務
諸表の利用者にとって最も有用
かを検討するためのプロジェクト
を進めていた。

電力・ガスなどの公益事業や
バス・鉄道などの公共交通事業
にみられるように、企業が顧客
に提供する財やサービスについ
て料金が規制されることがあ
る。この場合、企業が財やサー
ビスを提供する期間と顧客から
収入を得る期間が異なることが

ス会計基準は関連諸法規等の利
害調整が非常に難しい。連単分
離のほうがよいのでは」、「会計
と税法の処理が異なるのは、作
成者として労力負担が大きい。
税務当局に処理が一致するよう
働きかけをしてほしい」など、
さまざまな意見が聞かれた。

ある。

このようなタイミングにずれ
が生じる場合には、企業が損益
計算書に計上する収益と、貸借
対照表に認識する資産および負
債は、企業がその期間に提供し
た財やサービスの実態を表すの
が難しい結果になることがあ
る。

公開草案の概要

これに対して料金規制事業を
営む企業の財務諸表を有用で比
較可能なものとするために、公
開草案では、ある期間について
提供した財やサービスについて
企業が権利を持つのであれば、
業績にそれを反映すべきとして
いる。これは、規制資産や規制
負債を貸借対照表に認識し、規
制収益や規制費用を損益計算書

経理用語の豆知識

有償支給取引



企業が対価と交換に原材料等（支給品）を外部（委託先）に譲渡し、支給先における加工後、当該支給先から当該支給品（加工された製品に組込まれている場合を含む）を購入する場合、この一連の取引を有償支給取引という。有償支給取引に係る処理にあたっては、企業が当該支給品を買い戻す義務を負っているか否かを判断する必要がある。

有償支給取引において、企業が支給品を買い戻す義務を負っていない場合、企業は当該支給品の消滅を認識することになるが、当該支給品の譲渡に係る収益は認識しない。

一方、有償支給取引において、企業が支給品を買い戻す義務を負っている場合、企業が支給品に係る収益を認識せず、当該支給品の消滅も認識しないことになるが、個別財務諸表においては、支給品の譲渡時に当該支給品の消滅を認識することができる。その場合であっても、当該支給品の譲渡に係る収益は認識しない。

に計上することにより達成され
ると考えられている。

公開草案では、このような認
識と測定に加えて、企業の財務
諸表における表示や開示方法に
ついて提案が行われている。

具体的には、規制資産や規制
負債は貸借対照表において他の
資産や負債とは区別して表示さ
れ、規制収益や規制費用は注記
による開示により内容の詳細を
表すことになる。

コメント期限等

公開草案に対するコメント

は、2021年6月30日まで受
け付けている。

IASBは公開草案について
受け取ったコメントをもとに検
討し、最終基準を開発する予定
であり、当該最終基準は、IF
RS 14号「規制繰延勘定」を置
き換えるものとなる。IFRS

14号における実務ではさまざま
な会計処理がされていた可能性
があるため、今回の基準書の改
訂により、企業間の比較可能性
が改善されることが期待されて
いる。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2021年1月27日	「監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告」の改正について(公開草案)	日本監査役協会・JICPA	監査基準の改訂(2020年11月)や監基報におけるKAMの選定過程、コミュニケーション項目の追加等を踏まえ、見直しを行うもの。コメント期限は2021年2月26日。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20210127fj.html	—
2021年2月3日	ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド(別冊)実施事例集	経産省	ハイブリッド型バーチャル株主総会のさらなる実務への浸透を図るため、通信障害対策としてのバックアップ、質問の受付・回答方法、動議の取扱いなど、実施を検討する際に考えられる論点について、これまでの実施事例や実際の運用における考え方等を取りまとめたもの。 https://www.meti.go.jp/press/2020/02/20210203002/20210203002.html	—

金融

緊急事態に求められる「異次元」の財政政策

政府は2月2日、2月7日を期限としていた11都府県を対象とした緊急事態宣言について、栃木県以外の10都府県で3月7日までの1カ月間延長することを決定した。ただし、感染状況などが改善した都府県は3月7日を待たずに解除する方針だ。今回の緊急事態宣言における政府による主な要請内容は、飲食店やカラオケボックスなどの営業時間を20時までとする時短営業、テレワークの推奨、対象地域での不要不急の外出自粛、イベント開催は最大5千人以下、収容率を50%までとすることなどが挙げられる。今回の措置に対する支援策は、飲食店とその時短営業により影響を受ける事業者、イベント関連事業者を中心に行う補償、雇用維持のための雇用調整助成金の特例措置、宣言区域外も含む中小・小規模事業者や生活困窮者向けの資金繰り支援や給付金の支給がある。

ただ、こうした支援策は、当初2月7日までだった宣言期間を前提にしたものである。今回は期間延長と一時金の上限引上げも行われるため、その分政府支出は拡大する。しかし、1月28日に成立した今年度第3次補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策を盛り込んだものだが、昨年決定した経済対策に対応するもので、この期間延長を前提とはしていない。

そのため、一部は費目流用や今年度当初予算の予備費の残りを充当することで対応するよう

だが、期間延長に伴う事業者の損失拡大に対応するためには、追加予算を含むさらなる柔軟な財政措置が必要となるだろう。特別定額給付金の追加支給案が浮上する可能性も考えられる。

いづれにしても、格付けを気にして財政の規模拡大に制限を設ける考えは排除すべきとの声も挙がっている。政府は1月に示した試算でも2029年度のプライマリーバランスの黒字化見通しを維持しているようだが、今は緊急事態であり「異次元」の財政政策が求められると

証 券 業績の二極化は株価にプラス効果？

緊急事態宣言の期限が、さらに1カ月延長されることになった。株式市場にとっては、経済冷たみの株価への影響が気になる

ところである。ところが、株式市場はそれを心配していないとの見方もある。

その原因は、折からの第3四半期の実績、今年度決算の見通し修正の発表にあるとみられる。21年3月期の業績見直しについて、前回予想を上方修正す

る企業が少ない。長引くコロナ下で、企業業績の二極化が生じつつある。厳しい不況下にあるはずなのに、いわゆる巣ごもり消費に

たとえば、小売りや外食など流通・サービス業界では、メニューやデリバリーの工夫、立地条件などによって、同じ業界にありながら業績格差が生じていると考えられる。

一方で、業界レベルでコロナ禍の影響を受けている業種もある。緊急事態宣言下において、政府は外出するな、集まるな、ということを要請しているが、これは、人の移動で稼いできた業界にさらなる打撃を与えている。大手航空、大手鉄道などの企業は、収益見通しの巨額な下方修正を余儀なくされた。他方、同じ運輸業界にあっても、宅配便は在宅勤務者の増加で扱う荷物が急増し、増益ぶりが目立っている。人の動きに関わるビジネスは不調だが、物の動きに関わるビジネスは好調で、コロナ禍は思わぬ形でも企業業績の二極化を招いている。

このように、業績好調の企業が少なくないことは、投資家が特に昨年来、増えてきた在宅の個人投資家の銘柄選択を楽にしているとの声もある。はつきりしてきた企業業績の二極化は、当面の株価見通しを少し楽観的にしてくれるようにも思われる。